平成２２年（フ）第１２１号
北海道小樽市塩谷２丁目20番248号　塩谷団地、前住所北海道小樽市塩谷２丁目28番４号
破産者　杉原千鶴子
1　決定年月日　平成23年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（フ）第１８３６号
仙台市青葉区宮町５丁目３－５　東急ドエルアルス東照宮明水館204、住民票上の住所仙台市青葉区中江１丁目25番10号
破産者　平岡　晴美
1　決定年月日　平成23年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１９２４号
仙台市太白区袋原６丁目25番11号
破産者　沼田　和博
1　決定年月日　平成23年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第３６２号
福島県郡山市大槻町字西ノ宮西92番地の３
破産者　伊藤　春美
1　決定年月日　平成23年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第１９６０号
神奈川県藤沢市辻堂３丁目17番３号　チェリーハウス桜花園107
破産者　宮内　紀之
1　決定年月日　平成23年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３６６号
富山市蜷川１番地11
破産者　浦田　豊明
1　決定年月日　平成23年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３４号
石川県羽咋郡志賀町高浜町マの23番地31
破産者　小松　正義
1　決定年月日　平成23年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所七尾支部

平成２１年（フ）第１０８３号
名古屋市昭和区滝川町47番地の101、申立時の住所名古屋市西区則武新町１丁目５番22号
破産者　鈴木　直之
1　決定年月日　平成23年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１５８０号
名古屋市西区赤城町１番地　ネオ赤城一番305号
破産者　林　　博之
1　決定年月日　平成23年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２１４７号
名古屋市中川区富船町３丁目１番地の１　グランアベニュー富船1111号
破産者　池本　愛子
1　決定年月日　平成23年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２１４８号
名古屋市中川区富船町３丁目１番地の１　グラン・アベニュー富船1111号
破産者　川瀬　博靖
1　決定年月日　平成23年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２４３５号
名古屋市北区上飯田北町２丁目27番地、申立時の住所名古屋市港区十一屋２丁目292番地の10
破産者　森重　益人
1　決定年月日　平成23年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３４７７号
名古屋市天白区焼山１丁目101番地　東山イーストＣ棟703号
破産者　鈴木　邦夫
1　決定年月日　平成23年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３６５８号
名古屋市緑区八つ松１丁目1706番地　メゾン・ド・フランベル103号
破産者　奥田　敏明
1　決定年月日　平成23年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３６８０号
愛知県知多郡武豊町字土穴58番地15
破産者　黒柳　高広
1　決定年月日　平成23年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３７３４号
名古屋市千種区橋本町３丁目32番地　野村マンション202号
破産者　翁　　昌樹
1　決定年月日　平成23年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３７７９号
愛知県清須市上条１丁目１番地12　ピア21・103
破産者　ＴＫ工業こと　高羽　一將
1　決定年月日　平成23年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４１８号
大阪府堺市中区堀上町223番地１、住民票上の住所大阪府和泉市平井町164番地
破産者　寺田マサ子
1　決定年月日　平成23年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第１２７２号
兵庫県明石市大久保町高丘３丁目１番地の２24棟204号、開始決定時の住所神戸市北区筑紫が丘２丁目６番地の18
破産者　山本　竜也
1　決定年月日　平成23年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部